

全国民闘連ニュース

第 5 4 号

1 9 9 1 年

4 月 1 日

年間購読料3千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22

Te! 06-972-1608
Tel044-288-2997

特集

在日外国人への障害年金差別をなくすために



1987年8月5日(金曜日)
『生きた権利保障を』

在日同胞切り捨ての障害老齢福祉年金

年金差別に厚生省に完全適用訴え

●目次●

- ・神戸市が特別給付金制度を設置 P 2
- ・今もなぜ障害年金に国籍差別が！ P 3
- ・「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」の結成 P 6
- ・「民族差別を許さない葛飾の会」 P 7
- ・福井県で参政権裁判はじまる P 9
- ・兵庫在日外国人保護者の会結成 P10

東京都葛飾区在住の金政玉さんは「民族差別を許さない葛飾の会」のメンバーと同区への要望を続けている

神戸市が特別給付金制度を設置

——障害年金差別をなくす取り組みを全国に広げよう——

事務局

自治体独自の救済

神戸市は、今年度から、「重度心身障害者特別給付金」制度を設け、1982年の国民年金法改正時に障害福祉年金（現在は障害基礎年金）の対象から除外された在日外国人に、支給を開始した。（年額18万円）これは、去年4月に結成された「障害年金の国籍条項を撤廃させる会」（代表 竹中漢邦）の要望に応えた措置である。

1982年の改正は、日本が難民条約を批准・発効するに伴い、在日外国人へも国民年金加入への道を開いたものである。そもそも、在日外国人への年金差別をなくす視点から出発した法改正ではなかったので、経過措置による救済が行われず、老人や当時すでに20才をこえていた障害者など多くの無年金者を生み出した。

年金差別をなくす運動

1983年に「在日韓国・朝鮮人の年金差別に抗議する会」（代表 李幸宏）が結成され、無年金者の救済を求

めて厚生省への要望が繰り返された。が、厚生省の壁は厚く、法改正はいまだ行われていない。

一方で、1984年高槻むくげの会が要望し、国の制度が変わるまでの間、市独自の施策として「高槻市在日外国人障害福祉年金制度」を設けさせ、年額15万円の保障を行わせている。

また、高知市は1975年から日本人の無年金者を救済するため、「高知市身体障害者福祉年金条例」を制定しており、1986年から在日外国人へもその対象を広げている。

自治体独自の救済としては、神戸市は全国で三番目である。

このように、かつて児童手当がそうであったように、法改正が実現するまでの間、自治体の救済措置を求める運動が広がっている。

去る5月16日、慎英弘氏（大学講師）ら4名の障害者が大阪市に対して申し入れを行い、6月29日には「在日外国人の障害年金差別をなくす会」を結成する。東京都葛飾区でも金政玉氏ら「民族差別を許さない葛飾の会」（代表 斎藤宏）が区への要望を行っている。

今もなぜ——

障害者の年金に国籍差別が！

兵庫民関連 仲原良二

国民年金法の障害者の取扱い

国民年金制度は20才以上（成人）の人が、掛金（保険料）をかけ、老齢や障害、死亡などの事故に対して年金などが支給されるという制度です。

被保険者は20才からであり、20才が起点です。

受給要件は、障害年金の場合、①年金制度加入中の傷病による障害であること ②一定の保険料納付があること ③一定程度の障害の状態にあることが必要です。

では20才未満の障害者はどうなるのか。その場合は掛金をかけることはできないが、20才になった時点で年金加入（被保険者と）し、同時に障害になったという形にして、年金が支給されます。これを障害福祉年金（86・4・1改正で障害基礎年金となる）といい、月額1級73,125円、2級58,500円が支給されます。

制度発足時の特別措置

国民皆年金制度が発足（59・昭和34）

11・1 断（注1）したとき、すでに20才をこえていた障害者を救済するために、「本文規定にかかわらず障害福祉年金を支給する」（年金法81条）と救済条文を設けました。つまり、発足時20才になったとみなして支給するという遡及的な救済措置です。

しかし、当時は「日本国民」のみという国籍要件のため、在日外国人は年金加入はできず、もちろん年金も支給されませんでした。

難民条約加盟による内国民待遇

インドシナ難民が1975年5月12日、はじめて日本に到着して以来、難民が増え続け、日本政府の冷遇的対応や難民条約未加盟問題を非難する国際世論が高まりました。そして1981年に日本政府は遅まきながら条約批准にふみきったのです。

難民条約に加盟すれば、公的扶助（生活保護など）（条約23条）、労働法制及び社会保障（条約24条）に関し「自国民と同一待遇を与える」と規定されており、内外人平等による社会保障を実施しなければなりません。



5月16日、大阪市に
対して救済措置を要望
右から姜安彦氏、慎英
弘氏、李義明氏

当時の状況をみると、「国連難民条約への加入をめぐって、無条件早期批准を主張する外務省に対し、厚生省は国民年金など、現在、在日外国人にも適用してない以上、難民だけに適用できないとして、自国民待遇規定23・24条を留保した上で承認すべきとして両者が対立していた。…園田厚相は同条約への加盟を打ち出した当時外相であったことから、内外人平等原則受け入れにふみきった」(1980.11.1 新聞)とあります。つまり、在日外国人の年金加入は難民問題の後につけたしとして行われたにすぎないのです。

救済不実施、20才以上切り捨て

そこで厚生省は、1981年3月20日国民年金審議会(会長山田雄三)総会で「昭和36年<注1>に制度が発足したときは特別措置を行ったが、今回は新しい制度ではなく、したがって特別措置は行わない」と答弁しています。またそれを受けた審議会は同月23日「今回の改正にあたっては国民年金制度の基本にふれることのないよう留意されたい」と厚生大臣にあて答申しました。(週

間社会保障1118—昭和56.3.30)

このことは、国籍条項はなくすが、年齢超過などで支給対象からはずれる者には経過的な救済措置を講ぜず、切り捨てることを了承したということです。

かくして、次の在日外国人が1982年1月1日の年金法改正時点で支給から除外されたのです。

①35才以上の人(老齢年金が支給されるには、60才までに25年間の掛金期間が必要で、その期間を満たすことができない)→この点は、1986年4月1日の改正で「カラ期間」が算入されることになり、低額支給であるが一応解決した。

②20才以上の重度障害者(障害福祉年金)

③60才以上の人(老齢福祉年金)

④20才以上の母子、準母子の状態の人(母子、準母子年金)

日本人の場合はすべて救済措置を講じたのに在日外国人には措置を講じないというのは、明らかに国籍による差別以外の何ものでもありません。

今問題になっているのは、②の法改正

「在日韓国・朝鮮
人の補償・人権法」
より

外国人の障害福祉年金
大阪府高槻市では一
九八四年度から市内在
住の外国人障害者に対
して「在日外国人障害
福祉年金」を支給して
おり、他の市町村にな
い画期的な制度と注目
を集めた。だが、年額
一五万円の支給額は当
時でさえ障害福祉年金
の半額であったが、一
九八六年、同年金が障
害基礎年金に統合され
てからは四分の一以下
となった。さらにこの
六年間すえおきの在日
外国人障害福祉年金と
スライド制の障害基礎
年金との払差は、年々
ひらく一方であり、同
等な権利保障にはほど
遠い内実がある。

時にすでに20才を越えていた障害者
は(以後「帰化」をしても)障害福祉
年金(現在は障害基礎年金)が支給さ
れないということです。

国籍差別は許されない

- 「障害年金の国籍条項を撤廃させる
会」(神戸)や福岡、東京などのグル
ープで厚生省交渉を2回行いました。
(1990年7月16日と10月31日)そこで明らかにな
った厚生省の考えは次の通りです。
- ① 82年の改正は制度創設ではなく、
国籍条項撤廃という「適用拡大」で
あり、経過措置を設けなかった。
 - ② 在日外国人にとって82年の改正は
「制度創設」にあたり、経過措置を
講ずるべきではないか。→答えず
 - ③ 経過措置を講じないから、外国
人無年金者がでることはわかってい
た。
 - ④ 現段階では、法律改正によるしか救
済措置はとれない。

以上のことから、法改正の全国的な
要請運動と同時に、地方自治体に何ら
かの保障(代替措置としての給付制度)

を行わせる闘いをすすめていかなけれ
ばなりません。

地方自治体の独自措置として在日外
国人を対象とする給付金制度をつくっ
たのは高槻市と神戸市です。無年金者
の救済制度の中に在日外国人も含めた
のが高知市です。

本来、国の施策であっても、こと人
権や差別に関するかぎり「待てない」問
題として自治体で取り組む必要があり
ます。かつて、国にさきがけて児童手
当支給を全国各地に広めたように、ま
ず、地方自治体が独自の救済措置をと
る運動をすすめていかなければならん。

〈注1〉

国民年金制度は1959年(昭和3
4年)に発足し、無拠出の福祉年金が
支給された。2年後の1961年(昭
和36年)に拠出制の制度が発足し、
保険料の徴収が行われた。

全国に広げよう年金差別撤廃のとりくみ

——「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」の結成——

同事務局

「障害年金の国籍条項を完全撤廃させる全国交流集会」が4月27～28日、神戸勤労会館で、兵庫・大阪・愛知・福岡・東京の各地から約70名の参加のもと開催された。

集会は代表挨拶、連帯挨拶の後、地元神戸から、市独自の「重度心身障害者特別給付金」制度(91年4月1日より、外国籍無年金者に対し年額18万円を国が制度化するまで支給する)を獲得するに至る闘争経過、および2回に渡る厚生省交渉の報告があった。

続いて各地報告と意見交換が行われた。主要な意見としては①各地に組織を作って全国的につないでいく ②在日の障害者問題を民族差別との闘いにも、日本人障害者運動の中にもきちっと位置付けていくことが確認され、その他にも、面倒を見ている親が亡くなればどうなるか不安である、最低賃金制などの確立を…といった現実の苦悩を訴えるものも相次いでだされた。

また大阪からは、5月中に運動を起こしたいという発言があり、最後にアピールを採択し、集会初日を終了した。

翌日は今後の運動の進め方について

協議が行われ ①「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」を結成する(代表李幸宏く福岡) 事務局「神戸撤廃させる会」 ②パンフレットを作成する ③厚生省交渉及び国会議員要請行動を行う ④次期通常国会(12月)には請願署名を提出することなどが、決定された。

続いて請願の紹介議員である社会党の永井孝信衆議院議員(兵庫3区選出衆議院社会労働委員会理事)が、厚生省の考えや、国会の動きについて報告を行った。

それによると ①1982年の外国人年金加入制度発足時、無年金障害者の出るとは承知の上で可決されたものである。そのことの責任上議員立法にする。②次期通常国会に提案できるよう各方面に働きかけていく。③国民年金法の本則で特別給付金のような形式の条文を追加するような改正案にしたい。④次期通常国会のはじめ頃に請願署名を提出してもらえばよい ということであった。

これを受け連絡会としては12月の通常国会を目標に署名活動に取り組むこととした。

「民族差別を許さない葛飾の会」の活動

同事務局

昨年7月、「在日韓国朝鮮人の年金差別に抗議する会」(福岡)と「障害年金の国籍条項を撤廃させる会」(神戸)の連名で行われた厚生省交渉に、葛飾区に在住し、この問題の当事者でもある金政玉さんが参加して、その報告を聞く中で、会としての取り組みがはじまった。

国民年金法から国籍条項が撤廃され、日本人障害者と同じように支給されるはずの福祉年金(障害基礎年金)が、なぜ支給されないのか、驚きと疑問、憤りが出発となって、まず学習会を重ねていった。

その中で、生活保護や健康保険など社会保障制度の適用が、常に外国人には権利主体というよりも、治安維持の観点から処理されてきた歴史があること。そしてこの問題が、世界人権宣言及び国際人権規約、または障害者福祉法との関係においてもはっきり矛盾したものであることを再認識することができた。

昨年12月には、金さんの個人的相談という形で葛飾区の厚生部障害者福祉課に出向き、年金が支給されていないために、働いても低賃金で家賃も高



い中では家族3人での生活の見通しが立たない実情を訴え、国が制度の改善をするまでの間、区独自でそれに見合う代替措置をしてほしいという申し入れを行った。

その後、区の担当者と数回連絡を取り合ったが「区内で他に外国人障害者で年金を受けていない対象者が、はたしてどれだけいるかわからない。検討はするが見通しは暗い」という消極的な返答にとどまったので、今年5月18日要望書を提出し、今後は正式な形で会として交渉を行うことになった。

また、同時に国会への請願署名運動の取り組みを進めており、都内を中心にこの問題をさまざまな形で広げたいきながら、可能なかぎり外国人障害者とのつながりをつくっていきたいと考えている。そして4月に福岡、神戸、名古屋、三重、大阪、東京、千葉の各地から仲間が集まって結成された「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」の活動にも積極的に参加していくことを確認している。

在日外国人にも 障害年金支給へ 神戸市

重い障害を持ちながら障害基礎年金をもらえない在日外国人がいる問題で、神戸市は新年度から年額十八万円の「重度心身障害者特別給付金」を支給する方針を決めた。

一九八二年の国民年金法の改正で国籍条項が撤廃され、二十歳を超えると在日外国人にも障害基礎年金(当時は障害福祉年金)が支給されるようになった。だが、改正当時二十歳以上だった人は支給されず、制度的な「落とし穴」となっ

ていた。神戸市は「国が制度的な欠陥を整備するまでの過渡的な対応」として、九一年度予算で約二千三百万円の給付金を計上。在日韓国・朝鮮人を中心に対象となる約百二十人に支給する。

1991年(平成3年)2月19日

朝日新聞

1991(平成3)年度神戸市算説明書

⑧ 心身障害者福祉の推進 ———— ともに生きるまちをめざして ————

(1) 重度心身障害者特別給付金の支給(23,248千円)

…………… 主要施策P8

昭和57年1月1日の国籍要件撤廃時の年齢、障害等の状況によって障害基礎年金を受給していない外国籍心身障害者等の制度的無年金者に対して、国が制度化するまでの過渡的な対応として、重度心身障害者特別給付金を支給することにより、心身障害者福祉の向上を図る。

・内容 ①支給額 年額18万円

②支給対象 身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳(A)の所持者であって、20歳以上で公的年金を受給していない人のうち、次のいずれかに該当する人。ただし、生活保護受給者、一定額以上の所得のある人を除く。

ア 昭和57年1月1日において20歳以上の人で、かつ日本国籍を有していなかった人

イ 昭和61年4月1日前に、海外滞在中に障害者となったなど、制度的に障害年金を受給していない人

(担当 育成課愛護係 内線3221)

さいばん

福井県でも参政権 裁判はじまる・・・

大阪民闘連

事務局 朴洋幸 原告と弁護団



去る5月2日、福井県で、日本国の旧植民地出身者及びその子孫に対して地方公共団体の議会の議員と長の選挙権の行使を妨げているのは違憲、違法である、として在日韓国人一世、二世が、国及び当該の選挙管理委員会を相手どって提訴しました。

裁判をおこしたのは、李鎮哲さん、鄭慶讃さん、薛文昊さん、朴漢圭さんから4人です。請求の内容は、原告が所属する地方公共団体において、選挙人名簿に名前がのっていないのは違法行為であり、その違法確認をするための裁判、もうひとつは、原告等に対し、各自金100万円を支払う損害賠償請求です。

李さんらは、6年ほど前からこの問

題に取り組むために思案していたのですが、この間の日韓協議の中に地方参政権の問題が取り上げられたこともあり、この結果いかにによって提訴に踏み切る準備をしていました。しかし、「91年問題」の結果は、覚書に「なお、地方自治体選挙権については、大韓民国政府より要望が表明された」と記されただけに終わりました。それゆえに今回の提訴ということになったのです。

大阪に続いて始まったこの参政権裁判。福井県内では、5月19日、この問題をきっかけに日本人とともに「在日外国人の参政権を考える会」（代表 嶋田千恵子）が結成されました。

公務員採用裁判	第26回公判	8月26日午前10時30分	神戸地裁203
地方参政権裁判	第4回公判	9月13日午前10時	大阪地裁809
入居裁判	第14回公判	6月17日午後1時	大阪地裁806
戦後補償裁判	第2回公判	7月23日午後2時45分	大阪地裁未定
教員採用裁判	第10回公判	6月12日午後1時10分	福岡地裁301
指紋国賠訴訟	第8回公判	6月7日午前10時～	大阪地裁712

在日外国人保護者の会結成集会

在日外国人保護者の会代表 李鍾順

県下7万1千人の在日韓国・朝鮮人が居住する兵庫で、本名で生きている子どもは、まだまだ少なく、多くの子どもは自分を隠して通名で生きています。教育の場で、民族的なものにふれる機会はほとんどなく、本名を名乗れる状況にありません。韓国・朝鮮人として認められていないので、自分の存在に誇りを持たず、隣の席の子が同胞であってもわからず、孤立させられています。

戦後の歴史教育をきちっとせず、現在に至り、偏見と差別が根強く残っています。

差別に真剣に取り組む心ある日本人教師と出会い、同胞保護者の思いを、心開いて話せるようになっていきました。

西宮で「在日外国人に就学案内が来ないのはおかしい！」と2人のオモニが声をあげ、同じ思いのオモニたちで「西宮在日外国人児童生徒保護者の会」が結成されました。西宮での行政交渉、神戸市、市教委、兵庫県教委との交渉に出かけて行き、教育セミナーの場で

も、同じ思いをもつオモニたち、差別と闘っている同胞とも出会い、情報交換し、励まし合い、互いに元気になっていきました。

そんな中で、兵庫県全体の保護者の会が必要だという声が、昨年から出るようになり、準備にとりかかるわけです。

私達の親は、食べることが精一杯で祖国に帰ることは念頭にあっても、在日としていかに生きるか考える余裕もありませんでした。私達が親になり、自分たちと同じようなつらい、しんどい思いは、子どもには2度とさせたくないというのが親の願いです。

この願いが、会を準備するエネルギーになり、結成集会成功のため、動いて下さった皆さんの思いと通じあっていったと思います。

保護者の横のつながりを広げて、生活しやすくするための情報を少しでも多く吸収し、意見を交換し、社会の一員としての権利意識を高めたい。さらにだまってあきらめず、おかしいことは



おかしいと声を上げていきたいと思
います。本名が名乗れ、当り前の社会、
民族教育が保障される教育環境をめざ
して。

会結成をきっかけに、各地域それぞ
れの場で声を上げ、互いの力を蓄え、
いざという時にその力が発揮できるよ
う頑張りましょう。

「こんな会がほしかった！」という

思いがひとつになり、5月19日を迎
えました。

·같이하자——ともに生きよう——日
本人の仲間、同胞の仲間が南、北のワ
クにしばられず、新しい関係が生まれ
たように思います。

生まれたばかりの保護者の会、仲間
とともに育てていきたいと思います。

★ ★ ★ ★ ★

大阪

在日外国人の障害年金差別をなくす会

結成集会

日時：1991年6月29日(土)

午後2時～

場所：大阪府同和地区総合福祉センタ
ー(JR芦原橋駅下車、徒歩10分)

内容：主催挨拶 主旨説明 経過報告 連
帯アピール 他

記念講演 李幸宏氏(年金制度の国籍条項を
完全撤廃させる全国連絡会・代表)

連絡先：大阪民闘連 ☎06-972-1608

全障連関西ブロック ☎06-969-2580

◆◆◆ 集会のあと懇親会を予定しています

第2回朝鮮人中国人強制連行強制労働

を考える全国交流集会のご案内

日時 1991年7月27(土)～28日(日)

開催地 兵庫県西宮市

主催 朝鮮人中国人強制連行強制労働を考える全国集会実行委員会

〈連絡先〉神戸市灘区山田町3-1-1 神戸学生青年センター内

飛田 雄一(ひだ ゆういち) T e l 078-851-2760 F A X 078-821-5878

内容 27日

13時～16時 全体集会 (西宮勤労会館ホール)

記念講演 朴 慶 植 氏

16時～17時30分 分科会 (西宮勤労会館)

①入門講座

②炭坑、鉱山と強制連行・強制労働

③土木工事現場と強制連行・強制労働

④軍需工場と強制連行・強制労働

⑤地下軍事施設建設工事と強制連行・強制労働

⑥軍人、軍属、従軍慰安婦の強制労働

⑦朝鮮人、台湾人戦犯問題

⑧教育実践

⑨ビデオによる記録活動

⑩遺跡保存運動

戦後補償

18時～20時 分科会2

28日

9時～12時 フィールドワーク (西宮市甲陽園の地下工場跡)

13時～15時 まとめの全体集会 (西宮市内)

参加費 資料代ともで2000円

宿泊代は別途3000円(朝食付き)



朝鮮国獨立、の文字の残る西宮市甲陽園の地下工場跡

第17回民族差別と闘う全国交流集会

1991年11月2日～4日 <大阪>